

湧別町指定介護老人福祉施設等入所指針

1 指針の目的

この指針は、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所に関する手続き及び基準を定めることにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所判定対象者

（1） 入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とする。

（2） 特例入所の対象者について

特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、次に掲げる事情を考慮するものとする。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱であること等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の提供が不十分であること。

3 入所の申し込み

- （1） 施設への入所申し込みは、本人、家族等から、入所申込書により、直接施設に行うものとする。
- （2） 入所申込書の記載内容に変更が生じた場合、入所申込者は、速やかに施設へ届けるものとする。変更の届は、当初の申し込み手続きに準ずるものとする。
- （3） 申込書及び変更の届を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理するものとする。また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録するものとする。

4 特例入所の申込み手続き等について

要介護1又は2の方の入所申込み等については、以下のとおりとする。

- （1） 施設は、入所申込みの書類に、特例入所の要件を具体的に記載した上で、その内容を申込者側に丁寧に説明し、申込者側に特例入所の要件への該当に関する申込者側の考え方を記載してもらうこと。

(記載例)

要介護 1 又は 2 の方が入所するためには、下記のいずれかに該当することが必要です。ご自身の判断で該当すると思われる項目に印を付けてください。

- 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる
- 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる
- 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である
- 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱であること等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の提供が不十分である

(2) 申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認めないものとする。

なお、湧別町指定介護老人福祉施設入所指針の考え方「1 特例入所該当の具体的な基準等の考え方」に明らかに該当しない場合については、異なる対応をしても問題ないものとする。

(3) 入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有を行うこととする。なお、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではないものとする。

- ① 特例入所の要件に該当する旨の入所申込を受けた場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めるものとする。
- ② ①の求めを受けた場合において、保険者市町村は、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。
- ③ 下記 5 の入所判定委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況等」について、改めて保険者市町村に意見を求めるができるものとする。

5 入所判定委員会

- (1) 施設は、入所に関する判定のために入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
- (2) 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の関係職員で構成するものとする。また、検討過程の公平性を確保するため、施設職員以外の第三者の参加を求めることが望ましい。
- (3) 委員会は、必要に応じ、施設長が招集するものとする。
- (4) 委員会は、入所選考者名簿を調製するとともに、これに基づいて、入所の決定を行うものとする。
- (5) 委員会は、審議内容の記録を作成し、5年間保存するものとともに、町、北海道又

は保険者市町村から求められた場合には、記録を提出しなければならない。

- (6) 委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 入所選考者名簿

- (1) 名簿は、次に掲げる評価要素及び勘案事項から、委員会において総合的に評価し、入所の必要性が高い者から搭載するものとする。

① 評価要素

- ア 要介護度
- イ 精神症状・行動障害の状況
- ウ 介護者等の状況
- エ 生活経済等の状況

② 勘案事項

入所の必要性及び緊急性の高さ等、特に勘案すべき事項

- (2) 施設は、(1)に掲げる評価要素及び勘案事項に基づき、あらかじめ入所の優先度及び手続きを定め、評価を行うものとする。

- (3) 施設は、入所申込者から辞退の申し出があった場合又は施設からの入所の働きかけに対して自己都合（入院等やむを得ない事由を除く。）により入所を辞退した場合は、名簿から削除できるものとする。

7 特別な事由による入所

施設は、次の場合は、施設長の判断により入所を決定することができる。この場合において、施設長は次回の判定委員会に報告しなければならない。

- (1) 災害等により生命身体の安全の確保の観点から緊急的に入所が必要な場合。
- (2) 老人福祉法第11条に定める措置入所依頼があった場合。
- (3) その他特段の緊急性が認められる場合

8 適正な運用

- (1) 施設は、この指針に基づき適正に入所決定を行うものとする。
- (2) 施設は、入所申込者及び家族等に対し、入所優先順位の決定方法等、その内容について、十分に説明を行わなければならない。
- (3) 湧別町は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うことができる。

9 その他

附 則

この指針は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成29年5月1日から適用する。